

愛知・名古屋 2026 大会 選手宿泊施設等における飲食提供業務への人材供給に係る 連携事業者募集要項

I 連携内容に関する事項

1 連携の背景・目的

2026 年に開催される第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会（以下「本大会」という。）においては、選手村を整備せず、既存の宿泊施設を活用する方針で進めています。

大会期間中、出場選手は多くの場合、選手宿泊施設に滞在し、選手宿泊施設内のダイニングで飲食を摂ることになります。愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）では、選手の良いコンディション維持を食の面から支援するため、栄養管理や選手の競技スケジュールに合わせた飲食の提供等、サービスの提供体制、内容の構築に取り組んでいるところです。しかし、選手宿泊施設では人手不足が大きな課題となっており、大会期間である 2 週間以上にわたって 3 食の飲食を提供するには、現在の人員では対応が困難な施設が多いことから、人手が不足している施設へ必要な人材を供給する仕組みを構築する必要があります。

そこで、本大会の飲食サービスの目的を理解し、選手宿泊施設における提供体制を整えるため、組織委員会と連携して選手宿泊施設に必要な人材を供給できる事業者（以下「連携事業者」という。）を募集します。

2 連携事項

- （１）選手宿泊施設等における飲食提供にかかるホールスタッフの人材確保、供給等に関すること
- （２）選手宿泊施設等における飲食提供にかかる調理補助員の人材確保、供給等に関すること
- （３）前項に掲げるもののほか、本大会の飲食提供に係る人材確保、供給等に関すること

3 組織委員会と連携事業者の役割

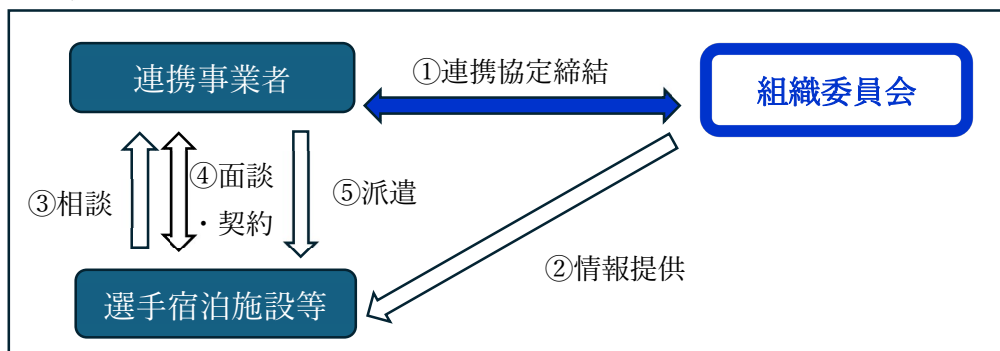
（１）組織委員会の役割

選手宿泊施設等に連携事業者の情報を提供

（２）連携事業者の役割

- ア 選手宿泊施設等からの相談への対応
- イ 選手宿泊施設等の課題解決に効果的な手法の提案
- ウ 選手宿泊施設等と人材供給に係る契約の締結
- エ 上記イで必要とする人材の確保、供給

<連携イメージ>



3 連携の方法

本取組は、組織委員会と連携事業者との間で「愛知・名古屋 2026 大会における選手宿泊施設等における飲食提供業務への人材供給に係る連携・協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、両者がそれぞれの役割を適切に遂行するものとします。

4 協定の期間

締結の日から 2026 年 12 月 28 日（月）までとします。

5 費用及び特記事項

- （１）連携業務にかかる一切の費用について、組織委員会は負担を負いません。
- （２）協定書締結後、連携事業者と選手宿泊施設等との間で行われる交渉等においては、組織委員会が責任を負うことはなく、契約行為が行われなかった場合においても、組織委員会と連携事業者は互いに賠償請求等名目の如何を問わず、金銭の請求をしないものとします。

II 連携事業者の選定に関する事項

1 選定方法

提出書類の審査及びヒアリングの実施により選定します。

2 参加資格

- （１）令和 6・7 年度公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会物品の製造等に係る入札参加資格者名簿において「業務（大分類）03.役務の提供等」の「営業種目（中分類）16.その他の業務委託等」の「取扱内容（小分類）06.人材派遣」に登載されている者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- （５）募集開始の日から連携事業者決定までの期間において、組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。
- （６）募集開始の日から連携事業者決定までの期間において、愛知県又は名古屋市から、「愛知県会計局指名停止取扱要領」、「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」及び「名古屋市指名停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （７）募集開始の日から連携事業者決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱

要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

（8）国税及び地方税を滞納していないこと。

（9）財務状況が著しく不健全であると認められない者であること。

（10）飲食店や宿泊施設における飲食提供業務に対する人材供給の実績を十分有していること。

3 参加方法

（1）提出書類

次に掲げる提出書類を提出期限までに提出してください。

- ・参加申込書（様式 1）
- ・事業者の概要（任意様式）
- ・業務実績（上記Ⅱ 2（10）に係る実績 3 件）（様式 2）
- ・選手宿泊施設等における飲食提供業務への人材供給に係る連携事業に関する提案書（様式 3）

（2）提出期限

2025 年 6 月 30 日（月）17 時 30 分まで

（3）提出方法

提出期限までに「8 提出先」にメールアドレスあて送付してください。

提出書類は PDF 形式とし、提出書類毎にファイルを分け、上記（1）の提出書類名をファイル名として提出してください。なお、送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。（対応時間は平日 9 時から 17 時 30 分まで）

4 本募集に対する質問の受付・回答

（1）質問様式

本募集要項、協定書等に関して質問がある場合は、様式 4「質問書」を提出してください。

（2）提出期間

2025 年 6 月 16 日（月）17 時 30 分まで

（3）提出方法

下記「8 提出先」のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。（対応時間は平日 9 時から 17 時 30 分まで）

（4）回答

ア 公表時期

回答は、2025 年 6 月 23 日（月）までに組織委員会ホームページにて公表します。

イ 注意事項

- ・受付けた質問に対する回答は、個別に行いません。
- ・質問を行った事業者名等は公表しません。
- ・本要項に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。
- ・質問書に対する回答内容は、本要項の補完、追加及び修正事項としての効力を持つものとし

ます。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、内容の確認を行ってください。回答の内容を確認しなかったことにより参加者が被った損失について、組織委員会は一切責任を負いません。

5 審査

(1) 審査の方法

- ア 提出書類を審査し、ヒアリングを実施します。
- イ 業務スキームの現実性、有効性について審査します。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングは組織委員会会議室で実施します。日時等は参加申込書提出後に決定します。
詳細は参加申込書を提出した事業者に通知します。

(3) 審査体制

提出書類の審査及びヒアリングは、組織委員会飲食課職員が実施します。

(4) 審査項目

- ア 必要とする人材の確保・供給が適切に行われる仕組みを有しているか。
- イ 本件と実施するにあたって十分な実績を有しているか。
- ウ 本件を実施するための業務体制が整えられているか。

(5) 審査結果の通知

ヒアリング実施後、審査結果を書面にて通知します。
審査が通った事業者は、組織委員会と協定書を締結していただきます。

6 連携事業者の公表

組織委員と連携する事業者については、2025 年 7 月下旬頃に組織委員会ホームページで公表します。

7 参加申込の条件

- (1) 参加申込にかかる費用は、参加申込事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 提出期限後の提出、差し替え等は認めません。
- (4) 提出された書類に虚偽の申請があった場合には参加を無効とします。

8 提出先

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会飲食課 担当：柴田
住 所：名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号（東大手庁舎 4 階）
電 話：052-746-9152 メール：ainagoc-fnb_02@aichi-nagoya2026.org